

つるおかエール奨学金返済支援事業実施要綱

令和3年5月28日

告示第353号

改正 令和3年7月14日告示第399号

改正 令和4年5月23日告示第396号

改正 令和6年3月29日告示第80号

改正 令和6年9月13日告示第481号の2

改正 令和7年5月9日告示第343号の2

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
 - 第2章 学生応募枠（第5条）
 - 第3章 社会人応募枠（第6条・第7条）
 - 第4章 助成候補者の認定（第8条－第10条）
 - 第5章 助成対象者の認定（第11条・第12条）
 - 第6章 奨学金返済支援金の交付（第13条－第17条）
 - 第7章 雑則（第18条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この告示は、大学等の在学時に奨学金等の貸与を受け、本市で就業する者に対して奨学金等の返済を支援する事業（以下「つるおかエール」という。）に関し必要な事項を定め、若者の本市への回帰と定着を促進し、まちづくりや地域産業の担い手となる人材の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学院（修士課程及び博士課程）、大学、短期大学、高等専門学校（第4、第5学年及び専攻科に限る。）及び専修学校専門課程並びに山形県立産業技術短期大学校、同庄内校及び山形県立職業能力開発専門学校をいう。
- (2) 奨学金等 次に掲げる資金貸付けをいう。

ア 日本学生支援機構第一種奨学金及び第二種奨学金（以下「第一種・第二種奨学金」という。）

イ 鶴岡市育英奨学基金に関する規則（平成17年鶴岡市規則第62号）第2条に規定する奨学金

(3) 市内出身者 市内の中学校を卒業した者又は市内の高等学校を卒業する時点において市内に居住（住民基本台帳に登録されていることをいう。以下同じ。）していた者をいう。

(4) 市外出身者 前号以外の者をいう。

(5) 庄内地域高等教育機関 次に掲げる大学等をいう。

ア 山形大学農学部

イ 東北公益文科大学

ウ 鶴岡工業高等専門学校

エ 慶應義塾大学先端生命科学研究所

オ 鶴岡市立荘内看護専門学校

カ 酒田市立酒田看護専門学校

キ 山形県立産業技術短期大学校庄内校

ク 酒田調理師専門学校

(6) 就業 法人、団体若しくは個人事業主に次の要件を満たした上で雇用され、又は創業することをいう。ただし、別表1に定める職種以外の公務員として任用されることを除く。

ア 雇用主との間で6月以上（更新による継続を含む。）の労働契約を締結していること。

イ 雇用保険の被保険者（会社役員又は個人事業主の同居親族である場合を除く。）であり、1週間の勤務時間が30時間以上であること（傷病、育児及び経済上の理由等により一時的に通常の勤務時間から短縮して勤務している場合を除く。）。

（事業区分）

第3条 つるおかエールは、学生応募枠及び社会人応募枠からなる。

（県事業との連携）

第4条 つるおかエールは、山形県若者定着奨学金返還支援事業（以下「旧県事業」という。）並びにやまがた就職促進奨学金返還支援事業及び新やまがた就職促進奨学金返還支援事業（以下「県事業」という。）と連携して行い、市単独による拡充部分を除いては、県事業の定めるところによる。

第2章 学生応募枠

（学生応募枠の要件）

第5条 学生応募枠の要件は、次のとおりとする。

(1) 市内出身者

ア 大学等在学中に、奨学金等を利用し、かつ、第8条の規定による助成候補者の認定申請の日（以下「認定申請日」という。）時点において、奨学金等の貸与期間内であ

ること。

イ 大学等卒業後、13月以内に市内に居住し、かつ、3年以上継続して居住すること。

ウ 大学等卒業後、13月以内に市内（市内に本社が所在する場合は、庄内地域の区域内。以下「市内等」という。）で就業し、かつ、3年以上継続して就業すること。

(2) 市外出身者

ア 庄内地域高等教育機関在学中に、第一種・第二種奨学金を利用すること。

イ 庄内地域高等教育機関卒業後、13月以内に市内に居住し、かつ、3年以上継続して居住すること。

ウ 庄内地域高等教育機関卒業後、13月以内に市内等で就業し、かつ、3年以上継続して就業すること。

第3章 社会人応募枠

(社会人応募枠の要件)

第6条 社会人応募枠の要件は、次のとおりとする。

(1) 県外在住で40歳以下（認定申請日が属する年度の末日時点の年齢をいう。次号において同じ。）の市内出身者

ア 大学等在学中に奨学金等を利用し、卒業後に県外において就業（公務員を含む。）の実績があること。

イ 認定申請日が属する年度の4月1日から翌年度の10月31日までに市内に居住し、かつ、3年以上継続して居住すること。

ウ 認定申請日が属する年度の4月1日から翌年度の10月31日までに市内等で就業し、かつ、3年以上継続して就業すること。

(2) 県外在住で40歳以下の市外出身者

ア 庄内地域高等教育機関在学中に第一種・第二種奨学金を利用し、卒業後に県外において就業（公務員を含む。）の実績があること。

イ 認定申請日が属する年度の4月1日から翌年度の10月31日までに市内に居住し、かつ、3年以上継続して居住すること。

ウ 認定申請日が属する年度の4月1日から翌年度の10月31日までに市内等で就業し、かつ、3年以上継続して就業すること。

(居住期間及び就業期間の特例)

第7条 市内等で就業した後に、就業先の都合により、庄内地域の区域内の事業所等に勤務し、かつ、市内に居住し続ける場合は、前2条の規定において「市内等」とみなす。

2 市内等で就業した後に、就業先の都合により、庄内地域の区域外の事業所等に勤務し、又は市外に居住する期間（以下この条、第15条及び第16条において「中断期間」という。）が生じた場合の前2条の規定の適用に当たっては、これらの規定中「3年以上継続して」とあるのは、「中断期間（5年を限度とする。）を除き3年以上」と読み替えるものとする。

3 市内での居住及び就業を希望して、市内に事業所等が所在する法人等に就職した場合であって、就業先の都合により、最初の勤務地が市内等以外である者については、市内等で就業するまでの期間を中断期間とみなし、前項の規定を準用する。

第4章 助成候補者の認定

(助成候補者の認定申請)

第8条 つるおかエールの助成を受けようとする者のうち、県事業の要件に該当するものは、市を経由して県事業にも申請しなければならない。

2 つるおかエールの助成を受けようとする者のうち、旧県事業の認定を受けているものは、次項に規定する申請をしなければならない。

3 つるおかエールの助成を受けようとする者は、学生応募枠にあっては在学中、社会人応募枠にあっては別に定める日までに、つるおかエール奨学金返済支援事業助成候補者認定申請書(様式第1号)に別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

4 前項に規定する申請は、他の制度による返済支援又は返済額の減額若しくは免除を受ける予定がある場合には行うことができない。ただし、旧県事業又は県事業による返済支援を除く。

(助成候補者の認定)

第9条 市長は、前条第3項の提出があったときは、予算の範囲内でその内容を審査し、助成候補とすべきものと認めたときは、つるおかエール奨学金返済支援事業助成候補者認定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(認定後の各種手続)

第10条 前条の規定による認定を受けた者(以下「助成候補者」という。)は、次の事項に該当するときは、別に定めるところにより、市長に報告しなければならない。

- (1) 申請内容に変更があったとき。
- (2) 在学期間を延長するとき。
- (3) 就業したとき(その後の定期報告を含む。)
- (4) 離職したとき。
- (5) 認定を辞退するとき。
- (6) その他市長が必要と認めるとき。

第5章 助成対象者の認定

(助成対象者の認定申請)

第11条 助成候補者は、第5条又は第6条に掲げる要件の全てに該当した日から3月以内に、つるおかエール奨学金返済支援事業助成対象者認定申請書(様式第3号)に別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(助成対象者の認定)

第12条 市長は、前条の提出があったときは、その内容を審査し、助成対象とすべきものと認めたときは、つるおかエール奨学金返済支援事業助成対象者認定通知書(様式第4号)

により通知するものとする。

- 2 前項の審査において、第10条に規定する手続に不備がある場合、奨学金等の返済に延滞がある場合等は、助成対象と認定しない。

第6章 奨学金返済支援金の交付

(支援金の交付)

- 第13条 市長は、前条第1項の規定による認定を受けた者（以下「助成対象者」という。）に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で奨学金返済支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

(交付申請)

- 第14条 規則第3条の規定による交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。この場合において、市長は、規則第21条の規定により、事業計画書及び収支予算書の添付を省略させることができる。

- (1) つるおかエール奨学金返済支援事業支援金交付申請書兼請求書（様式第5号）
- (2) 奨学金返還証明書の写し
- (3) 居住・就業の状況を報告する書類
- (4) 住民票の写し
- (5) 市税納付状況の照会に係る届出
- (6) 在職の状況を証明する書類（企業等に勤務している場合に限る。）
- (7) 前年の確定申告書の写し（個人事業主の場合に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による交付申請は、毎年度これを行わなければならない。

(支援金の額)

- 第15条 支援金の額は、第3条に掲げる事業区分に応じ、別表2に定める対象額から控除額を差し引いた額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

- 2 支援金は10回に分割し、助成対象者の認定年度から10か年度にわたり交付する。
- 3 各年度分の支援金は、居住及び就業に係る要件を前年度の4月1日から3月31日まで通年で満たす場合に交付する。
- 4 中断期間に係る支援金は、交付しない。この場合において、不交付とする年度は、前項の規定を準用する。

(助成対象者の認定の取消し等)

- 第16条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成対象者の認定を取り消すものとする。

- (1) 死亡、精神又は身体の障害等により、奨学金等の返済が免除されたとき。
- (2) 市外に転出したとき。ただし、中断期間にあっては、取消しを猶予する。
- (3) 自己都合（病気、けがその他のやむを得ない事情を除く。）による就業していない期

間が6月を超えたとき。

(4) 前号以外の理由による就業していない期間が12月を超えたとき。

(5) その他市長が不相当と認めるとき。

2 前項の規定により認定を取り消した場合の支援金の交付は、前条第3項の規定を準用する。

(支援金の額の確定の省略)

第17条 市長は、規則第21条の規定により、第14条の書類の提出をもって規則第13条第1項の規定による実績報告があったものとみなし、規則第14条の規定による支援金の額の確定を省略することができる。

第7章 雑則

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年5月28日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年7月14日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年5月23日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年3月29日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年9月13日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年5月9日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

事業区分	対象職種
学生応募枠	鶴岡市立荘内病院看護師又は同病院助産師
社会人応募枠	医師 看護師 助産師 保健師 歯科医師 薬剤師 獣医師 理学療法士 作業療法士 臨床検査技師 診療放射線技師 言語聴覚士 精神保健福祉士 歯科衛生士 社会福祉士 管理栄養士 視能訓練士 臨床工学技士 保育士

別表 2（第 15 条関係）

事業区分	対象額	控除額
学生応募枠	奨学金等の貸与月額と42,000円のいずれか低い方の額に、奨学金等の受給月数（正規の修業期間を限度とする。）を乗じて得た額	(1) 旧県事業又は県事業の助成候補者認定時点の条件で算出した最大助成額 (2) 在学中に繰上返済した奨学金等の額
社会人応募枠	同上	(1) 県事業の助成候補者認定時点の条件で算出した最大助成額 (2) 市内に居住する日前に返済期限が到来した奨学金等の額

備考

- 1 学生応募枠において、助成対象者が在学中にひとり親世帯等（当該助成対象者の養育者が児童扶養手当を受給したことがあり、かつ、養育者が受給当時から引き続き同じ状況にある世帯をいう。）に該当していた期間がある場合は、当該期間について、42,000円を52,000円として算出した額とする。
- 2 社会人応募枠において、助成対象者が災害、傷病、経済困難、失業その他の返済困難な事情によって奨学金等の返済の減額又は猶予を受けている場合は、市内に居住する日前に返済した奨学金等の額は、減額又は猶予を受けていないものとして算出した額とする。

鶴岡市長 様

つるおかエール奨学金返済支援事業助成候補者認定申請書

つるおかエール奨学金返済支援事業実施要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

申請者 住所 _____
 ふりがな _____
 氏名 _____

以下の記載内容を確認し、該当する場合☑してください。

鶴岡市内に就業・居住することを具体的に検討しており、助成候補者として認定を受けることを希望する。

他の制度による返済支援又は返済額の減額若しくは免除を受ける予定がない。（ただし、山形県若者定着奨学金返還支援事業並びにやまがた就職促進奨学金返還支援事業及び新やまがた就職促進奨学金返還支援事業を除く。）

卒業学校等	中学校	鶴岡市立 _____ 中学校 _____ 年 卒業 _____ 中学校 _____ 年 卒業
	高等学校	_____ 高等学校 _____ 年 卒業 高校卒業時点での住所 _____
ひとり親世帯等	養育者の状況	_____ 年 _____ 月まで児童扶養手当を受給 養育者の住所・氏名（県制度申請者は記入不要） 住所 _____ 氏名 _____

以下は、市事業にのみ申請する場合に記入してください。

（同時に県事業に申請する場合は記入不要です。）

申請者	生年月日	(西暦) 年 月 日 生	性別	
	電話番号(携帯)		メールアドレス	
家族連絡先	ふりがな			
	氏名			
	住所	〒 _____		
	電話番号	自宅		携帯

(裏面)

大学等	名 称	第 学年		
	所在都道府県		卒業予定	(西暦) 年 月

支 援 を 申 請 す る 奨 学 金 い ず れ か 一 つ に <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 日本学生支援機構第一種奨学金	貸与月額	_____円	
	<input type="checkbox"/> 日本学生支援機構第二種奨学金	返済残額	_____円	
	<input type="checkbox"/> 鶴岡市育英奨学金	貸与予定期間	(西暦) _____年 _____月 ~ _____年 _____月	
県 外 に お け る 就 業 実 績	就 業 先		所在地	
	在職期間	(西暦) 年 月 ~ 年 月		

様式第 2 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

鶴 岡 市 長

つるおかエール奨学金返済支援事業助成候補者認定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の件について、つるおかエール奨学金返済支援事業実施要綱第 9 条の規定により、（学生応募枠・社会人応募枠）の助成候補者に認定します。

なお、同要綱（第 5 条・第 6 条）に定める要件の全てに該当することとなった場合は、その日から 3 か月以内に同要綱第 11 条の規定による助成対象者認定申請を行ってください。

年 月 日

鶴岡市長 様

申請者 住所 鶴岡市 _____
氏名 _____

つるおかエール奨学金返済支援事業助成対象者認定申請書

つるおかエール奨学金返済支援事業実施要綱第11条の規定により、次のとおり申請します。

助成候補者 認定年月日	つるおかエール奨学金返済支援事業助成候補者認定通知書に記載の 文書番号と文書年月日(右上に記載)を記入してください。 _____ 第 _____ 号 _____ 年 _____ 月 _____ 日
事業区分 いずれかに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 学生応募枠 <input type="checkbox"/> 社会人応募枠

以下は、市事業（つるおかエール）だけに申請する場合は全ての事項を、同時に県事業にも申請する場合は就業先欄のみ記入してください。

申請者	生年月日	年 月 日 生	
	電話番号(携帯)	メールアドレス	
	卒業高校等	高等学校 年 月卒業	
	卒業大学等	年 月卒業	
	就業先 (支店、営業所等 まで記載)	名称	
		所在地	
		本社所在地	
転職の経歴	有 ・ 無 ※「有」の場合、職務履歴書を添付		
奨学金等	種類 いずれか 一つに○	() 日本学生支援機構第一種奨学金 () 日本学生支援機構第二種奨学金 () 鶴岡市育英奨学金	
	返還額の減額	受けている ・ 受けていない	
	返還期限の猶予	受けている ・ 受けていない	
以下の記載内容を確認し、該当する場合 <input checked="" type="checkbox"/> してください。 <input type="checkbox"/> 他の制度による返済支援又は返済額の減額若しくは免除を受けていない。 (ただし、山形県若者定着奨学金返還支援事業並びにやまがた就職促進奨学金返還支援事業及び新やまがた就職促進奨学金返還支援事業を除く。)			

第 号
年 月 日

様

鶴岡市長

つるおかエール奨学金返済支援事業助成対象者認定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の件について、つるおかエール奨学金返済支援事業実施要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり助成対象者に認定します。

記

- 1 支援金額 円 ※ 年度から 年度まで10回に分割して交付
- 2 交付期日 初 回：交付申請書受領日の翌月の最終水曜日
2回目以降：毎年5月の最終水曜日
- 3 交付額 1回につき 円

なお、支援金の交付を受けるためには、毎年度、つるおかエール奨学金返済支援事業実施要綱第14条に規定する交付申請書の提出が必要です。

交付申請書は、初回はこの通知書の受領日から1か月以内に、2回目以降は毎年4月1日から同月30日までの間に提出してください。

鶴岡市長 様

申請者 住所 鶴岡市
氏名

㊞

つるおかエール奨学金返済支援事業支援金交付申請書兼請求書

年度において、下記の金額を交付されるよう、つるおかエール奨学金返済支援事業実施要綱第14条の規定により関係書類を添付して申請します。

支援金申請額 _____ 円 (※)												
振込口座 (ゆうちょ銀行以外)	金融機関名			銀行 金庫 農協			本店 支店・支所 出張所					
	預金種別			1 普通 2 当座 3 その他			口座 番号					
	(フリガナ) 名義人											
ゆうちょ銀行	店名 (漢数字)			預金 種別	1 普通 2 当座	口座 番号						
	(フリガナ) 名義人											

(※) つるおかエール奨学金返済支援事業助成対象者認定通知書に記載の交付額を記入してください。

- ・申請に当たっては、以下の書類を添付すること。
 - (1) 奨学金返還証明書の写し
 - (2) 居住・就業の状況を報告する書類
 - (3) 住民票の写し
 - (4) 市税納付状況の照会に係る届出
 - (5) 在職の状況を証明する書類（企業等に勤務している場合に限る。）
 - (6) 前年の確定申告書の写し（個人事業主の場合に限る。）